2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十条第二項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一　規則第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）　次に掲げる条件の全てを満たす場合

［イ～ハ　略］

二　［略］

［項を加える。］

2　前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第二項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）　次に掲げる条件の全てを満たす場合

［イ～ハ　同上］

二　［同上］

（連結の範囲）

第二十六条　［略］

2　特例企業会計基準等適用法人等については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

（連結の範囲）

第二十六条　［同上］

［項を加える。］

2　前項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第十五条第一項及び第十八条第六項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。